

◆ふるさと新座館ホール使用料◆（令和元年10月1日～）

| 施設等    |     | 使用料（単位 円）       |                      |                         |                      |
|--------|-----|-----------------|----------------------|-------------------------|----------------------|
|        |     | 午前<br>（午前9時～正午） | 午後<br>（午後1時～午後4時30分） | 夜間<br>（午後5時30分～午後9時30分） | 全日<br>（午前9時～午後9時30分） |
| ホール    | 平日  | 6,280           | 11,520               | 14,660                  | 30,380               |
|        | 祝日等 | 8,380           | 14,660               | 19,900                  | 39,800               |
| 楽屋1    |     | 520             | 520                  | 520                     | 1,360                |
| 楽屋2    |     | 520             | 520                  | 520                     | 1,360                |
| リハーサル室 |     | 620             | 940                  | 1,250                   | 2,510                |

備考

- 1 祝日等とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日及び日曜日をいい、平日とは、祝日等以外の日をいう。
- 2 市外居住者が利用する場合は、この表の使用料に0.5を乗じて得た額を加算する。
- 3 営利又は宣伝に類する行為を目的として利用する場合は、この表の使用料に1を乗じて得た額を加算する。
- 4 ホールを練習又は準備のみに利用する場合は、この表により算出して得た使用料に0.3を乗じて得た額を減額する。
- 5 許可を受けた利用時間を超過した場合は、この表により算出して得た使用料に0.3を乗じて得た額を加算する。
- 6 この表により算出して得た使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。